

## 第19号議案

静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、静岡県食肉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 食用に供する牛及び豚のと殺及び解体の適正の確保並びに食肉の流通の円滑化を図り、もって畜産業の発展に寄与することを目的として、静岡県食肉センター（以下「センター」という。）を菊川市に設置する。

(施設)

**第3条** センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) と殺解体施設
- (2) 枝肉加工施設
- (3) 冷蔵室

(事業)

**第4条** センターは、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターを牛及び豚の出荷者（以下「出荷者」という。）の使用に供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(開場時間)

**第5条** センターの開場時間は、午前8時から午後4時50分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

**第6条** センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用の承認)

**第7条** 第3条各号に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

**第8条** 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとに足りる相当な

理由があるとき。

- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

(譲渡等の禁止)

**第9条** 第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

**第10条** 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第8条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第7条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(指定管理者による管理)

**第11条** 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のセンターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第5条ただし書の規定による開場時間の変更

イ 第6条ただし書の規定による臨時の開場又は休場の決定

ウ 第7条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与

エ 第8条の規定による使用の不承認（同条第1号から第3号までに掲げる事由による使用の不承認を除く。）

オ 前条の規定による承認の取消し又は使用の制限（第8条第1号から第3号までに掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。）

- (2) 第4条第2号に掲げる事業に関する業務

- (3) センターの維持管理に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

**第12条** 前条第1項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

**第13条** 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、出荷者の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 牛及び豚のと殺及び解体並びに枝肉の加工に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

**第14条** 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納付)

**第15条** 指定管理者が第11条第2項第1号ウの規定により行う第7条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

**第16条** 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

**第17条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、還付することができる。

(指定管理者の事業報告)

**第18条** 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(委任)

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

3 前項の規定に基づいて行う第11条第1項の規定による指定に係る指定管理者についての第15条第2項の承認は、施行日前においても別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第15条関係）

(1) と殺解体施設

区分		単位	利用料金
牛	病畜 以外	重量120キログラム以上のもの	1頭につき 10,775円
		重量120キログラム未満のもの	1頭につき 4,200円
	病畜	重量120キログラム以上のもの	1頭につき 14,275円
		重量120キログラム未満のもの	1頭につき 7,700円
豚	病畜 以外	重量110キログラム以上のもの	1頭につき 3,925円
		重量20キログラム以上110キログラム未満のもの	1頭につき 2,330円
		重量20キログラム未満のもの	1頭につき 1,703円
	病畜	重量110キログラム以上のもの	1頭につき 4,365円
		重量20キログラム以上110キログラム未満のもの	1頭につき 2,770円
		重量20キログラム未満のもの	1頭につき 2,143円

(2) 枝肉加工施設

区分	単位	利用料金
牛	1頭につき	352,000円
豚	1頭につき	110,000円

(3) 冷蔵室

区分		単位	利用料金
牛	重量120キログラム以上のもの	1頭につき	550円
	重量120キログラム未満のもの	1頭につき	121円
豚		1頭につき	121円